

離婚届

令和 6 年 4 月 30 日 届出

在ドイツ日本国 大使 殿
総領事

受理 令和 年 月 日

第 号

公館印

書類調査

戸籍記載

記載調査

調査票

附票

住民票

通知

(1)	(よみかた) 氏名 生年月日	夫 氏 名 ミュラー カール ハイנטツ 1969 年 5 月 5 日	妻 氏 名 やまだ さちこ 山田 幸子 昭和59 年 3 月 3 日
(2)	住所	ドイツ連邦共和国ベルリン州ベルリン市 ヒロシマ通り6番地 世帯主の氏名 ミュラー カール ハイנטツ	ドイツ連邦共和国ベルリン州ベルリン市 ティアガルテン通り6番地 世帯主の氏名 山田 幸子
(3)	本籍 (夫または妻が外国人のときはその国籍)	東京都中央区日本橋一丁目2 筆頭者の氏名 山田 幸子	番地 番 (☒ 夫 の国籍 ドイツ連邦共和国 ☐ 妻)
(4)	父母及び養父母の氏名 父母との続き柄 (右記の養父母以外にも養父母がいる場合にはその他の欄に書いてください)	夫の父 ミュラー フリードリヒ 母 エリザベス 養父 養母	続き柄 長 男 妻の父 山田 一郎 母 花子 養父 養母 続き柄 次 女 養 子 養 女
(5)	離婚の種別	☐ 協議離婚 ☐ 調停 年 月 日成立 ☐ 審判 年 月 日確定	☐ 和解 年 月 日成立 ☐ 請求の認諾 年 月 日認諾 ☒ 判決 令和6 年 4 月 5 日確定
(6)	婚姻前の氏にもどる者の本籍	☐ 夫 は ☐ もとの戸籍にもどる ☐ 妻 ☐ 新しい戸籍をつくる	番地 番 筆頭者の氏名
(7)	未成年の子の氏名	夫が親権を行う子	妻が親権を行う子
(8)	同居の期間	(同居を始めたとき) 平成6 年 4 月 から (別居したとき) 令和元 年 10 月 まで	
(9)	別居する前の住所	ドイツ連邦共和国ベルリン州ベルリン市ヒロシマ通り6 番地 番 号	
(10)	別居する前の世帯の主な仕事と夫婦の職業	☐ 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 ☐ 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 ☐ 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤務者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約者は5) ☐ 4. 3にあてはまらない常用勤務者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) ☐ 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者の世帯 ☐ 6. 仕事をしている者のいない世帯 (国勢調査の年... 年...の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください) 夫の職業 会社員 妻の職業 自営業	
	その他	令和6年4月5日、ドイツ連邦共和国ベルリン州ベルリン市ミッテ区裁判所にて離婚判決が確定。判決膳本添付。	
	届出人署名 (※押印は任意)	夫 印	妻 山田 幸子 印
	事件簿番号		